

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 7.女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止対策等を推進するため、基本計画の具体的な施策の要請に対し以下の取組を実施している。

(1) 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

○ 教育の場における対策

- ・ 国立大学法人に対し、人事院規則等の改正を受け、「文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」の改正を行ったことについて周知。(平成 19 年度)
- ・ 各都道府県私立学校担当者、学校法人関係者に対しセクシュアル・ハラスメントの防止について各種会議において周知。
- ・ 平成 18 年 1 月 24 日に開催された『平成 17 年度学校法人の運営等に関する協議会』において、「大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について」の通知を配布し周知。
- ・ 毎年、教育職員に係る懲戒処分(わいせつ行為を含む)の状況を調査・公表するとともに、任命権者に対して、以下の事項について通知等により指導。
 - 教育職員の服務規律の一層の確保を図ること
 - 児童生徒に対するわいせつ行為等は、教育職員として絶対に許されないことであり、そのような行為を行った教育職員に対しては、原則懲戒免職とする等、厳正な対応をすること
 - 処分事案に児童生徒が関係している場合には、そのプライバシー保護に十分配慮すること
 - 懲戒処分の厳正な運用や不祥事抑止のため、懲戒処分基準を作成すること 等

(2) その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

○ その他の場における対策

- ・ スポーツ団体を統轄する(財)日本体育協会では、『財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン』を制定。加盟団体に配布するとともに、ホームページにて公開し、スポーツ界におけるセクシャル・ハラスメント防止意識の醸成に努めている。
- ・ 文化庁所管公益法人に対して、男女共同参画基本計画(第 2 次)に係る通知を発出し、周知。

様式 2

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

- 公立学校におけるセクシュアル・ハラスメントについては、教職員の服務監督権者である教育委員会が、教職員の服務規律の確保の観点から、適切に対応すべきものと考えているが、教職員のセクシュアル・ハラスメントは学校や教職員への保護者や地域住民の信頼を著しく損なうことから、懲戒処分等を含め厳正に対処していく必要があると考えている。

このため、文部科学省としても、

- ・各教育委員会において、職場環境保持の観点から、服務規程の見直し等の雇用管理上の適切な配慮を行うこと
- ・学校としての特質を踏まえ、教職員と児童生徒・保護者との関係におけるセクシュアル・ハラスメントが行われることのないよう、教職員への注意喚起・啓発等を行うとともに、児童生徒や保護者からの相談・苦情に適切に対応できる体制を整えること

等について指導を行っているところであるが、引き続き、各種の会議や研修等においても、セクシュアル・ハラスメントを含めた教員の服務規律の徹底が図られるよう指導に努める。

- 引き続き各国立大学法人等に対し、必要な情報について提供を行う等、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底に努める。

3 参考データ、関連政策評価等

- 大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組について（別紙参照）

- 公立学校の教職員に係る懲戒処分数等（平成 19 年度） ※カッコ内は 18 年度

処分等の種類 処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	諭旨 免職
わいせつ行為等（セクシュアル・ハラスメント含む。）	83 (118)	43 (29)	9 (17)	4 (6)	132 (170)	14 (14)	11 (6)

大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組みについて (文部科学省調べ)

- ① 教員の学生に対するセクシュアル・ハラスメントの問題に関する相談窓口を設置している大学

(大学数)

国立	公立	私立	計
87 (100.0 %)	76 (100.0 %)	554 (95.7 %)	717 (96.6 %)

- ② 教員の学生に対するセクシュアル・ハラスメントの問題に関する相談・苦情に対応するためのマニュアルがある大学

(大学数)

国立	公立	私立	計
72 (82.8 %)	54 (71.1 %)	364 (62.9 %)	490 (66.0 %)

- ③ 教員の学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のための全学的な調査・対策機関を設置している大学

(大学数)

国立	公立	私立	計
87 (100.0 %)	73 (96.1 %)	511 (88.3 %)	671 (90.4 %)

- ④ 全学的に教員に対し、学内におけるセクシャル・ハラスメント防止のための対策を実施している大学

(大学数)

国立	公立	私立	計
87 (100.0 %)	73 (96.1 %)	495 (85.5 %)	655 (88.3 %)

- ⑤ 上記対策の内容

(大学数)

	国立	公立	私立	計
a 指針「ガイドライン 倫理規程等の作成	77 (88.5 %)	60 (78.9 %)	408 (70.5 %)	545 (73.5 %)
b 広報・啓発活動の 実施	78 (89.7 %)	54 (71.1 %)	352 (60.8 %)	484 (65.2 %)
c 研修の実施	56 (64.4 %)	31 (40.8 %)	224 (38.7 %)	311 (41.9 %)
d その他	16 (18.4 %)	8 (10.5 %)	47 (8.1 %)	71 (9.6 %)

※数値はすべて平成19年度。
※学校の総数は、国立87、公立76、私立579(放送大学を含む)の計742校